

第3章 宮城県環境保全率先実行計画（第4期）の概要

1 計画策定の趣旨

県は、良好な環境の保全及び創造について基本理念を定めた「宮城県環境基本条例」に基づき、「宮城県環境基本計画」を策定し、その中で県の役割を「事業者又は消費者として物品の使用，エネルギーの使用及び公共事業等の事業活動を通じて，直接的，間接的に環境へ負荷を与えていることから，他の模範となるよう総合的，計画的に事務事業活動において環境に配慮した取組を率先して行う必要がある。」としています。

そこで，平成10年2月に「宮城県環境保全率先実行計画」を策定し，5年ごとに見直しを図りながら環境配慮の行動を推進してきました。

そして，これまでの取組による成果と課題や平成22年4月に施行された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正法（改正省エネ法）による地球温暖化対策の強化を考慮して平成23年8月に4期計画を策定しました。

2 計画の性格

県自らの事務事業に関して実行すべき環境に配慮した行動の内容や目標を定めたものであるとともに，地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に規定する都道府県にその策定が求められている温室効果ガスの排出抑制等の措置に関する計画に位置づけています。

3 計画の期間等

(1) 計画の期間

平成23年度から平成27年度まで（5年間）

(2) 計画の基準年

平成21年度

4 計画の対象

(1) 対象機関

知事部局，教育庁，警察本部，議会事務局，企業局，各種委員会事務局の本庁及び地方機関（県立学校及び警察署を含みます。）

(2) 対象事務

計画の対象機関が実施する日常的な事務及び事業全般

(3) 対象の温室効果ガス

排出量の削減対象とする温室効果ガスは，地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定する次の物質とします。

削減対象としている温室効果ガスの種類

温室効果ガス	主な人為的発生源	地球温暖化係数（※）
二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料の燃焼に伴い発生するもので，「電気の使用」，「燃料の使用」が該当します。	1
メタン（CH ₄ ）	内燃機関の燃焼や稲作等の農業部門から発生するものが多く，「燃料の使用」，「自動車の走行」，「家畜の飼養」，「水田の耕作面積」が該当します。	21
一酸化二窒素（N ₂ O）	燃料の燃焼に伴い発生するものが多く，「燃料の使用」，「自動車の走行」，「家畜の飼養」，「施肥中の窒素の量」，「病院の笑気ガスの使用量」が該当します。	310
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンに使用されており，「フロン」の漏出・廃棄が該当します。	140 ～11,700
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体製造用や電子部品等の不活性液体等として使用されています。	6,500 ～9,200
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	変電設備に封入されている電気絶縁ガスや半導体製造用等として使用されています。	23,900

※ 対象ガスの温室効果を比較するために用いる係数で，二酸化炭素を1として相対的に表したものです。

5 計画の目標

9頁（2）イの「数値目標」と同じです。